

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
教習車	<p>道路交通法第98条の自動車教習所又は同法第99条の指定自動車教習所において使用し、かつ、専ら自動車の運転に関する技能の検定又は教習の用に供する自動車、又は道路交通法第108条の4第1項に定める指定講習機関において使用し、かつ、初心運転者に対し運転について必要な技能の講習の用に供する自動車であって、助手席にて操作できる補助ブレーキを有するものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4 - 1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車教習所又は指定自動車教習所において使用する自動車については、使用者から公安委員会に対して教習用自動車の証明願いをした場合、公安委員会は、所定の事実確認をした後、使用者に対し指定自動車教習所路上教習用自動車証明書又は指定外自動車教習所路上教習用自動車証明書を交付することとなっているので、これらの証明書の写しの提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が教習車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写しの提出を求め確認を行うものとする。